

令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西野三紀子

人事委員会規則八一〇（一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（年次休暇以外の休暇）

第九条 任命権者は、次の表の対象となる場合の欄に掲げる場合に該当する非常勤職員に対して、同表の期間の欄に定める期間の同表の名称の欄に掲げる有給の休暇を与えるものとする。

名称	対象となる場合	期 間
出生サ ポート休 暇	非常勤職員（一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものに限る。配偶者出産休暇の項及び配偶者の出産に係る子の養育休暇の項において同じ。）が不妊治療（不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。）に係る通院等	略

改正前

（年次休暇以外の休暇）

第九条 任命権者は、次の表の対象となる場合の欄に掲げる場合に該当する非常勤職員に対して、同表の期間の欄に定める期間の同表の名称の欄に掲げる有給の休暇を与えるものとする。

名称	対象となる場合	期 間
出生サ ポート休 暇	非常勤職員（次のいずれにも該当する者 に 限る。配偶者 出産休暇の項及び配偶者の 出産に係る子の養育休暇の項 において同じ。）が不妊治療 （不妊の原因等を調べるため の検査、不妊の原因となる疾 病の治療、タイミング法、人 工授精、体外受精、顕微授精 等をいう。）に係る通院等	略

公務外の	配偶者の 出産に係 る子の養 育休暇		
非常勤職員が公務外の負傷又	非常勤職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	略	(医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等を含む。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合
一の年度において	非常勤職員の妻が出産する予定の日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前	略	
	の日から出産の日以後一年を経過する日までの期間内における五日の範囲内の期間		

	配偶者の 出産に係 る子の養 育休暇		
	非常勤職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	略	(医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等を含む。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日の日数が百二十日以上である非常勤職員 二 六月以上の任期が定められている非常勤職員又は六月以上継続勤務している非常勤職員
	非常勤職員の妻が出産する予定の日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前		
	の日から出産の日以後一年を経過する日までの期間内における五日の範囲内の期間		

病気休暇	は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合（健康管理休暇及びつわり休暇の場合を除く。）	十日の範囲内の期間
------	---	-----------

2	任命権者は、次の表の対象となる場合の欄に掲げる場合に該当する非常勤職員に対して、同表の期間の欄に定める期間の同表の名称の欄に掲げる無給の休暇を与えるものとする。	
名称	対象となる場合	期間
家族看護等休暇	非常勤職員が、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。）（以下「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話を行うことをいう。）をし、又は家族が予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際の介助、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条（同法第三十六条）第三項において準用する場合を含む。）の規定による	一の年度において六日（家族が二人以上の場合にあつては、十二日）の範囲内の期間

2

	任命権者は、次の表の対象となる場合の欄に掲げる場合に該当する非常勤職員に対して、同表の期間の欄に定める期間の同表の名称の欄に掲げる無給の休暇を与えるものとする。			
	名称	対象となる場合	期間	
家族看護等休暇	非常勤職員が、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、配偶者の父母、孫若しくは養育する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。）（以下「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話を行うことをいう。）をし、又は家族が予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際に介助する場合			一の年度において六日（家族が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

略	健康管理 休暇	略	略	校の休業に準ずる事由又は 一に掲げる事由に準ずるもの
	公務上の 病気休暇	非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	

(年次休暇以外の休暇の単位等)

第十条 出生サポート休暇、つわり休暇、配偶者出産休暇、配偶者の出産に係る子の養育休暇、公務外の病気休暇、家族看護等休暇、短期の介護休暇及び健康管理休暇

(以下「出生サポート休暇等」という。)

の単位は、一日又は一時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間であつて一時間未満の端数があるものの全て)を勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、出生サポート休暇等の残日数の全てを使用しようとする場合において、当

略	生理休暇	略	略	
	病気休暇	非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	

(年次休暇以外の休暇の単位等)

第十条 出生サポート休暇、つわり休暇、配偶者出産休暇、配偶者の出産に係る子の養育休暇、公務外の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る。)

(以下「出生サポート休暇等」という。)

の単位は、一日又は一時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間であつて一時間未満の端数があるもののすべて)を勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、出生サポート休暇等の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当

該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全て
を使用することができる。
2・3 略

該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべて
を使用することができる。
2・3 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。